

次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	第Ⅲ期基本計画における論点
<p>統計調査の環境整備</p>	<p>【報告者の理解の増進】</p> <p>① 経済センサス - 活動調査を念頭にしつつ、統計法以外の法令に基づき実施されている立入検査等の事例も参考とし、統計法第15条に基づく立入検査等を積極的に行っていくべき統計調査や、対象となる客体、必要な検査手順等の更なる具体化について、結論を得る。これを踏まえ、令和3年（2021年）経済センサス - 活動調査において、立入検査等を積極的に行っていくための実務的な方策について検討し、結論を得る。</p> <p>② 他の基幹統計調査における立入検査等の積極的な実施を促すため、令和3年（2021年）経済センサス - 活動調査における立入検査等の実施状況を踏まえ、立入検査等の問題点の把握や事例の分析等を行い、これを関係府省で共有するなどの取組を行う。</p> <p>③ 共同住宅内における統計調査を円滑に実施するため、関係府省の協力を得て、地方公共団体とも連携しつつ、マンション管理関係団体等からの統計調査に係る意見・要望・問合せ等に対応するための国側の窓口を総務省に設置することや、マンション管理関係団体等との定期的な意見交換を行うことなどにより、マンション管理関係団体等との連携強化を図る。</p> <p>④ 引き続き「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」に基づく取組を推進し、統計調査の必要性・重要性や罰則規定を含めた報告義務の周知など、報告者に対する広報の充実・強化に取り組むこととし、その一環として、「調査のお知らせ」等の調査通知情報やホームページ等に記載している報告義務や罰則規定の周知内容について、当該統計の利活用事例等を組み合わせるなど、国民にとって分かりやすい内容にするための見直しを行う。また、地方公共団体などの統計調査実施機関における非報告者への対応に係る取組や広報の成功事例等の横展開を図る。</p> <p>【企業調査支援事業】</p> <p>⑤ 経済センサス - 基礎調査について、一時点で把握する統計調査から経常的なプロファイリング活動及びローリング調査に移行する。</p> <p>⑥ 経済センサス - 基礎調査をローリング調査や独立行政法人統計センターにおけるプロファイリング活動に移行し、事業所・企業や各種法人等に係る母集団情報の更なる整備促進を図る。また、令和3年(2021年)経済センサス - 活動調査の円滑・効率的な実施に向け、行政記録情報等により新たに捕捉した事業所等も含めた確認作業を早期に完了するとともに、プロファイリング活動において把握する情報や把握方法等に関する具体的な検討を推進し、その内容を事前周知する。</p> <p>【オンライン調査の推進（第4回WG資料2-2の内容を再掲）】</p> <p>⑦ 「オンライン調査の推進に関する行動指針」に基づき、統計調査の企画に当たっては、オンライン調査の導入を検討するとともに、導入後も、モバイル機器携帯型端末の活用を含めた改善や回答率の向上を図る。</p> <p>⑧ ICTの普及状況を踏まえつつ、「政府統計オンライン調査総合窓口」の機能改善・拡充等を推進する。</p>
<p>これまでの統計委員会の意見</p>	<p>・「公的統計の総合的な品質向上に向けて（建議）」（令和4年8月10日統計委員会）における「Ⅳ 今後の取組」の＜C：デジタル化による人間系ミスの低減と業務プロセスの改善＞部分</p>

	<p>【8月30日 企画部会第2ワーキンググループ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 母集団DBを整備する上で、企業調査支援活動は重要な活動であることは理解しているが、昨年、経団連の会員企業に対して行ったアンケートでは、企業調査支援事業の認知度は全体の50%程度、このうち使っていない企業がその半分と、周知が進んでいない。また、企業調査支援事業は中小企業に対して実施が必要なのではないか。精度とか回収率向上のためにも簡易な企業調査支援事業の在り方を含め、向こう5年間で整理していくことも重要ではないか。 ・ 企業調査支援事業は、報告者の回答支援に役立っているのではないか。他の統計調査についても、企業調査支援事業とまではいかなくとも1つのポータルサイトから様々な調査について回答できるようにするなど、デジタルを活用して報告者が回答しやすい仕組みについて検討すべきではないか。 ・ 中小企業にも企業調査支援事業のような仕組みがあると統計精度や回収率の向上に寄与するため、第4WG（共通基盤）にも問題意識を伝えていただきたい。
<p>各種研究会等での指摘</p>	<p>—</p>
<p>担当府省の取組状況の概要</p>	<p>【報告者の理解の増進】</p> <p>① 立入検査等の実施についての具体的方策が検討される際の前提として、立入検査等の実施が想定される統計調査、対象となり得る者、実施主体、手順等についての考え方を検討の上、令和3年（2021年）経済センサス - 活動調査の調査実施者（総務省及び経済産業省）と情報共有及び意見交換を行い、「統計法第15条の規定に基づく立入検査等について」（令和3年（2021年）8月20日総務省政策統括官（統計制度担当）決定）を策定した。また、上記決定を踏まえ、実務的な方策について検討し、結論を得た。（総務省及び経済産業省）</p> <p>② 令和3年（2021年）経済センサス - 活動調査における立入検査等の実施状況を踏まえ、令和4年度（2022年度）末までに取組を行う予定。（総務省）</p> <p>③ アパート・マンション等の共同住宅内における統計調査を円滑に実施するため、国側の窓口を総務省に設置することや、団体との定期的な意見交換、情報提供などを通じて、マンション管理関係団体等との連携強化に努めた。（総務省）</p> <p>④ 各府省における行動指針の取組状況のフォローアップを行うとともに、地方公共団体における好事例を把握し地方公共団体などの統計調査実施機関における非報告者への対応に係る取組や広報の成功事例等の横展開を図ることに努める。（総務省）</p> <p>各府省においては、調査実施前に、調査概要や調査に関する「お知らせ」等の情報を、ホームページなどを通じて報告者及び広く一般の方へ情報発信している。（各府省）</p> <p>【企業調査支援事業】</p> <p>⑤⑥ 一時点で把握する統計調査から、全国の事業所の開業・廃業状況等を順次調査する手法に移行する経済センサス - 基礎調査について、平成30年（2018年）12月21日付けで総務大臣から承認され、令和元年（2019年）6月から令和2年（2020年）3月までの間で順次調査を実施し、令和2年度（2020年度）中に全ての結果の公表を完了した。</p> <p>企業調査支援事業については、統計調査への報告負担が大きく経済統計への影響度が高い大企業等を支援対象企業として選定し、統計センターの職員を専任の担当者（プロファイラー）として配置の上、事業所母集団データベースに必要な情報について経常的な把握を行っている。</p> <p>これらを踏まえて整備した母集団情報（令和元年（2019年）次フレーム）の提供を令和3年（2021年）3月から開始した。</p>

	<p>【オンライン調査の推進（第4回WG資料2-2の内容を再掲）】</p> <p>⑦ オンライン調査の導入状況は年々増加傾向にあり、令和3年12月現在で約9割の統計調査において導入済（別添参照）</p> <p>⑧ 各府省からの機能改修要望に基づき、ログイン情報のパラメータ化（ログイン画面における政府統計コード等の自動入力化）、不正アクセス対策の強化など、機能改善・拡充等を実施した。また、政府統計共同利用システムの更改（令和5年（2023年）1月実施予定）に向け、機能改善・拡充等について検討を行った。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）</p>	<p>○ 生活スタイルの多様化や企業活動の多角化など統計調査を取り巻く環境が一層複雑化する中で、統計調査の円滑・効率的な実施や統計精度の向上を図るためには、デジタル化の進展など社会経済状況に応じて、報告者がより回答しやすい環境を整備していくことが必要である。</p> <p>このため、独立行政法人統計センターにおいて、令和元年度（2019年度）から、事業所・企業を対象とした統計調査において悉皆対象になりやすく報告者負担が相対的に大きい大企業に対して、専任スタッフによる調査の回答支援等を行う企業調査支援事業を実施しており、また、各府省において、業務の効率化とともに、報告者がいつでも手軽に回答できるといった利便性の向上を図る観点から、オンライン調査の導入を進めている。</p> <p>こうした取組は、統計調査の環境整備として、回収率の向上や業務の効率化に資するものであると考えられることから、統計リソースを確保しつつ、報告者のニーズを踏まえて取組を充実・発展させる必要があるのではないか。</p> <p><基本的な考え方></p> <p>i) 統計調査の必要性・重要性や罰則規定を含めた報告義務の周知など、報告者に対する広報の充実・強化に引き続き取り組むこととする。また、共同住宅内における統計調査を円滑に実施するため、関係府省の協力を得て、地方公共団体とも連携しつつ、マンション管理関係団体等との連携強化を図る。</p> <p>ii) 総務省は、統計精度や回収率の向上、業務の効率化に資する企業調査支援事業の充実・発展を図る観点から、独立行政法人統計センターにおける専任スタッフの計画的な育成を含め必要な体制を整備する。【総務省；令和5年度（2023年度）から実施する。】</p> <p>iii①) 総務省及び（独）統計センターは、企業調査支援事業の業務効率化並びに政府統計共同利用システムのe-Surveyを含めた利便性の向上及び調査対象者の負担軽減を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査対象となった企業等の情報システム、セキュリティ、業務体制等に応じた柔軟な回答記入に対応できるよう、HTML形式、マクロ無しエクセル形式など、電子調査票の形式を多様化する ・ 調査対象者によるデータ入力の手間を軽減するためのファイル取込み機能を実装する ・ 現在、電話や電子メールで行われている、調査対象者に対する回答内容に係る疑義照会などを、オンライン調査システム内で行うことができるコミュニケーション機能を提供する <p>などの検討に速やかに着手するとともに、更なる利便性向上のための機能についても検討を行い、改修を進める。【総務省；令和5年度（2023年度）から実施する。】</p> <p>②) 各府省は、「オンライン調査の推進に関する行動指針」に基づき、統計調査の企画に当たっては、上記①のe-Surveyの積極的な導入やモバイル機器携帯型端末の活用などの改善策を検討し、回答率の向上を含めオンライン調査の推進を図る。【各府省；令和5年度（2023年度）から実施する。】</p>

備考(留意点等)	
----------	--

第1回第4WG資料2

「令和3年度（2021年度）統計法施行状況報告（暫定版）」資料編から抜粋

資料6 オンライン調査の推進状況
（オンライン調査の推進に関する取組状況に係るフォローアップ結果）

1 オンライン調査の導入状況

府省等名	統計調査数		
	（令和3年（2021年） 12月末現在）	オンライン調査導入 統計調査数	オンライン調査 導入率（%）
人事院	4	4	100.0
内閣府	15(1)	13(1)	86.7
総務省	22(5)	21(5)	95.5
財務省	8(2)	8(2)	100.0
文部科学省	22(2)	21(2)	95.5
厚生労働省	84(3)	62(3)	73.8
農林水産省	38(2)	38(2)	100.0
経済産業省	30(6)	30(6)	100.0
国土交通省	51(1)	47(1)	92.2
環境省	6	5	83.3
合計	267(9)	236(9)	88.4

（注）1 統計調査数は、令和3年（2021年）12月末現在に回答調査客体数が確定している直近の基幹統計調査及び一般統計調査の数（5年に1度の周期調査等を含む。）。なお、令和3年（2021年）12月末現在で既に中止した統計調査であっても、同年中に回答客体数が確定したものについては統計調査数に含んでいる。また、各府省で実施している産業関連構造調査についてはまとめて1調査として計上している（産業関連構造調査を実施している各府省等の統計調査数にも1調査として計上）。

2 （ ）内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）及び産業関連構造調査の数であり、統計調査数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の統計調査数等を単純合計しても、合計と一致しない。

(参考：過年度のオンライン調査導入状況)

府省等名	令和2年度 (2020年度) オンライン 調査導入率 (%)	令和元年度 (2019年度) オンライン 調査導入率 (%)	平成30年度 (2018年度) オンライン 調査導入率 (%)	平成29年度 (2017年度) オンライン 調査導入率 (%)	平成28年度 (2016年度) オンライン 調査導入率 (%)
人事院	100.0	75.0	66.7	50.0	25.0
内閣府	87.5	80.0	66.7	75.0	71.4
総務省	95.8	96.0	88.2	84.2	76.5
法務省	-	100.0	100.0	-	-
財務省	87.5	66.7	50.0	50.0	71.4
文部科学省	95.5	90.9	90.0	85.7	87.5
厚生労働省	75.0	61.3	66.7	62.5	54.1
農林水産省	100.0	95.0	91.7	94.3	94.4
経済産業省	97.1	100.0	100.0	100.0	97.1
国土交通省	92.6	90.9	92.9	84.8	90.7
環境省	75.0	88.9	85.7	87.5	85.7
合計	89.0	82.9	84.1	80.3	78.8

- (注) 1 平成29年度(2017年度)及び30年度(2018年度)のオンライン調査導入率は、当該年度中に実施された基幹統計調査及び一般統計調査に基づき算出(数値の取りまとめ時点で未集計などのためオンライン調査の状況が不詳であった調査を除く。)
- 2 平成28年度(2016年度)のオンライン調査導入率は、統計調査等業務の最適化実施状況フォローアップ結果に基づく。
- 3 上記1及び2のとおり、平成30年度(2018年度)以前に対象としていた統計調査の範囲は、令和元年度(2019年度)以降に対象としているものとは異なることから、時系列比較をする際は注意を要する。

2 オンライン調査の主な提供機能の導入状況

府省等名	オンライン調査 導入統計調査数	政府統計共同利用 システム A	各府省のシステム B	政府共通ネットワ ーク及び総合行政 ネットワーク (LGWAN) を通じ たオンライン調査 C	A～C以外の主に 電子メールを 使用した調査 D	政府統計共同利用 システム使用率 (%)
人事院	4	2	0	0	4	50.0
内閣府	13(1)	4(1)	5	1	3	30.8
総務省	21(5)	14(4)	5	1	2(1)	66.7
財務省	8(2)	4(1)	2	0	5(2)	50.0
文部科学省	21(2)	5	6(1)	4	7(1)	23.8
厚生労働省	62(3)	28	14(1)	8	18(2)	45.2
農林水産省	38(2)	23	7(1)	3	22(1)	60.5
経済産業省	30(6)	16(4)	6(1)	0	17(1)	53.3
国土交通省	47(1)	11	12	1(1)	38(1)	23.4
環境省	5	1	0	0	4	20.0
合計	236(9)	103(5)	55(2)	18(1)	114(3)	43.6

(注) 1 統計調査数は、令和3年(2021年)12月末現在に回答調査客体数が確定している直近の基幹統計調査及び一般統計調査の数(5年に1度の周期調査等を含む)。なお、各府省で実施している産業連関構造調査についてはまとめて1調査として計上している(産業連関構造調査を実施している各府省等の統計調査数にも1調査として計上)。

2 ()内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)及び産業連関構造調査の数であり、統計調査数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の統計調査数等を単純合計しても、合計と一致しない。

(参考：過年度の政府統計共同利用システムの使用状況)

府省等名	令和2年度 (2020年度) 政府統計共同 利用システム 使用率 (%)	令和元年度 (2019年度) 政府統計共同 利用システム 使用率 (%)	平成30年度 (2018年度) 政府統計共同 利用システム 使用率 (%)	平成29年度 (2017年度) 政府統計共同 利用システム 使用率 (%)	平成28年度 (2016年度) 政府統計共同 利用システム 使用率 (%)
人事院	50.0	33.3	0.0	0.0	0.0
内閣府	28.6	25.0	28.6	11.1	20.0
総務省	60.9	54.2	35.7	50.0	61.5
法務省	-	0.0	0.0	-	-
財務省	57.1	66.7	100.0	100.0	60.0
文部科学省	23.8	25.0	22.2	25.0	28.6
厚生労働省	45.6	36.7	40.0	40.0	24.2
農林水産省	55.0	52.6	56.3	54.5	52.9
経済産業省	47.1	42.4	42.4	41.2	38.2
国土交通省	20.0	16.0	12.8	14.3	7.7
環境省	16.7	12.5	0.0	14.3	0.0
合計	40.5	35.3	34.2	37.0	31.2

(注) 1 平成29年度(2017年度)及び30年度(2018年度)のオンライン調査導入率は、当該年度中に実施された基幹統計調査及び一般統計調査に基づき算出(数値の取りまとめ時点で未集計などのためオンライン調査の状況が不詳であった調査を除く。)

2 平成28年度(2016年度)のオンライン調査導入率は、統計調査等業務の最適化実施状況フォローアップ結果に基づく。

3 上記1及び2のとおり、平成30年度(2018年度)以前に対象としていた統計調査の範囲は、令和元年度(2019年度)以降に対象としているものとは異なることから、時系列比較をする際は注意を要する。